

第一章 序論

第一章 序論

1-1 本研究の背景

循環型社会形成推進基本法が平成 12 年に成立し、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用に対する循環型社会システムの構築のための枠組みが法制面からも整備されてきた¹⁾。このような現状の中で、地方自治体ではリサイクル製品認定制度を実施するところが増えており(図 1-1)、平成 19 年 11 月現在、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、京都府、兵庫県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県を除く 35 の自治体で実施されている²⁾。

なお、先行研究としては、主にリサイクル認定製品の品目の割合や認定手続きの詳細などに焦点が当てられている小西(2004)³⁾の研究、また、認定手続きや認定基準などの観点から、現状や課題を示している宮脇など(2007)⁴⁾の研究がある。

しかし、自治体のリサイクル製品認定制度の実施実態や、認定事業者の現状の詳細などは明らかではない。

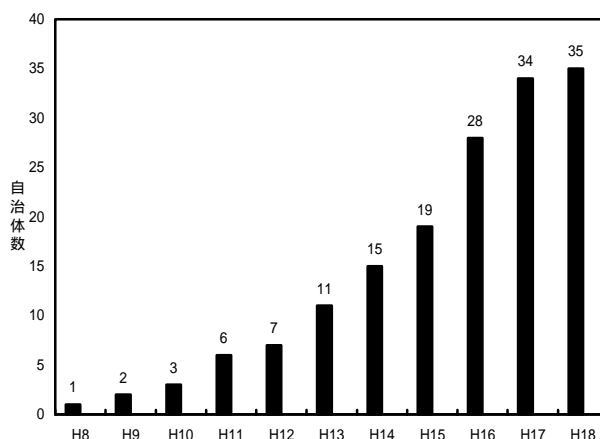


図 1-1 リサイクル製品認定制度実施自治体数の推移

1-2 本研究の目的

本研究の目的は、以下の 2 つである。

- 目的 1 実際にリサイクル製品認定制度がどのように実施されているのか、条例等から把握することのできない自治体の実施実態を明確にすること。
- 目的 2 実際にリサイクル製品認定制度に登録しているリサイクル認定事業者の現状を明確にすること。

本研究では、他の研究では行っていない条例等の記載項目の抽出を行い、それに基づいて自治体のリサイクル製品認定制度の実施実態を明確にする。また、異なった道府県のリサイクル認定制度に登録しているリサイクル認定事業者同士を比較し、現状における相違点なども明確にする。

1-3 本研究の意義

リサイクル製品認定制度に関する自治体の実施実態を把握することにより、まだリサイクル製品認定制度を実施していない自治体、またはすでに実施している自治体にとって、他の都道府県の制度を把握するうえで有効な研究となることである。また、認定事業者の現状を把握することにより現在リサイクル製品認定制度の登録している認定事業者や、これからリサイクル認定制度に登録しようと考えている事業者にとって、認定制度の登録について検討をするうえで有効な研究となる。

1-4 本研究の方法

研究方法は以下の4段階で行う。

- (1) 各自治体のHPを基に、リサイクル製品認定制度を実施している35の自治体の基本情報をまとめる。
- (2) 各自治体の条例等を分析・比較する。
- (3) (2)では得ることのできなかつた情報や、疑問に思った内容は、自治体に対してアンケート調査票により調査し、制定実態を明確にする。また、実施実態についても自治体に対するアンケート調査票により調査する。
- (4) リサイクル認定事業者に対してアンケート調査を行い、制度の影響や申請されたきっかけなどの現状を明確にする。

制定実態・実施実態の調査方法を表1-1に示す。

表1-1 制定実態・実施実態の調査方法

	HP・条例 要綱・文献 等	(自治体・企業への)アンケート調査票
制定実態	大部分	残りの部分
実施実態 事業者の現状	—	全て

1-5 本研究の構成

第一章は、本研究における背景・目的・意義・方法・構成・用語の序論。

第二章では、リサイクル製品認定制度に関する取り組みについて取り上げている。リサイクル製品認定制度の概要について詳述する。

第三章では、リサイクル製品認定制度の制定状況を明らかにするため、比較項目ごとに、記載状況、制定状況、現状等を詳述する。

第四章では、自治体に対するアンケート調査によって判明した自治体の実施実態や現状等を詳述する。

第五章では、リサイクル認定事業者に対するアンケート調査によって判明したリサイクル認定事業者の現状や、今後の展望等を詳述する。

第六章では、目的に対するまとめや、自治体やリサイクル製品製造事業者にとっての条例等の有効性などをまとめる。そして最後に、本研究の課題を示し、結論とする。

1-6 本研究の用語

- * 自治体：本卒論で「自治体」とは、都道府県のことを意味する。
- * 条例：本卒論で「条例等」とは、各自治体のリサイクル製品認定制度に関する条例・要綱・要領・施行規則を意味する。
- * 県：本卒論で「○県」とは、特に断りのない限り、「○都道府県」を意味する。
- * 比較項目：3-5 の表 3-1 に示す 64 項目。
- * 記載項目率：全比較項目中、記載されている項目数の割合。
- * リサイクル認定製品：リサイクル製品の認定を受けた製品を意味する。
- * リサイクル認定事業者：リサイクル製品の認定を受けた事業者を意味する。
- * 販売実績：リサイクル認定事業者が過去に販売したリサイクル認定製品の個数や量を意味する。
- * 利用実績：販売実績の中の、自治体が過去にリサイクル認定事業者から購入したリサイクル認定製品の個数や量を意味する。

<参考文献>

- 1) 吉永 陽一：環境省 廃棄物処理等科学研究費補助金研究報告書概要版，pp1 (2002)
- 2) リサイクル製品認定制度情報サイト
<<http://www.recycle.eco.coocan.jp>>，2007-11-29
- 3) 小西 和正：自治体におけるリサイクル認定制度の実態と効果の解明に関する研究，本専攻 卒業論文(2004)
- 4) 宮脇 健太郎・他：都道府県等におけるリサイクル製品認定制度の現状と課題 - 制度調査と問題事例 - ，廃棄物学会誌，Vol.18No.3，pp182-193(2007)

